

浴槽水

浴槽水水質基準

「厚生労働省 公衆浴場における水質基準等に関する指針」に基づく

原湯・原水・上り用湯・上り用水の水質基準

No.	項目	基準値
1	色度	5度以下
2	濁度	2度以下
3	pH	5.8～8.6
4	過マンガン酸カリウム消費量 ※	10mg/ℓ以下
5	大腸菌群	50ml中に検出されないこと

6	レジオネラ属菌	10CFU/100ml未満
---	---------	---------------

※ …大阪府など一部の地方自治体では有機物(全有機炭素(TOC)の量)となっている。
初めて検査を行う場合は、管轄の保健所にて確認することをお勧めします。

浴槽水の水質基準

No.	項目	基準値
1	濁度	5度以下
2	過マンガン酸カリウム消費量	25mg/ℓ以下
3	大腸菌群数	1個/ml以下

4	レジオネラ属菌	10CFU/100ml未満
---	---------	---------------

- 「原湯」とは、浴槽に直接注入される温水をいう。ただし、循環ろ過方式等により浴槽水が還流される場合の温水は除く。
- 「原水」とは、原湯の原料とする水及び浴槽水の温度を調整する目的で浴槽に直接注入される冷水をいう。
- 「上り用湯」とは、上り湯用湯栓(シャワー等を含む。)から供給される温水をいう。
- 「上り用水」とは、上り湯用水栓(シャワー等を含む。)から供給される冷水をいう。
- 「浴槽水」とは、浴槽内の湯水をいう。

- 1) 薬湯、温泉等の濁度、過マンガン酸カリウム消費量基準は衛生上危害を生ずる恐れがないと認める時は適用を除外することが出来る。
- 2) 毎日完全換水型循環浴槽水は1回/年以上、連日循環型循環浴槽水は2回/年以上の検査(ただし、浴槽水の消毒が塩素消毒でない場合には、一年に四回以上)。